

令和4年度第2回神奈川県保健医療計画推進会議 資料2

令和4年度の病床整備事前協議について ~対象地域、申出受付期間及び公募条件について~

目次

- 1 事前協議の目的
- 2 令和4年4月1日時点の既存病床数について
- 3 地域医療構想調整会議での意見聴取結果について
- 4 事前協議の対象地域、申出受付期間及び公募条件(案)について
- 5 今後のスケジュールについて

令和4年7月20日令和4年度第1回 保健医療計画推進会議資料

1 事前協議の目的

- 病床整備事前協議は、二次保健医療圏の実情や圏域特性を考慮し、病床(療養病床及び一般病床)の機能別整備を進め、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療提供体制の確保に寄与することを目的とする。
- 当該年の4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏については、必要に応じて病院の開設、増床に関して病院開設予定者等からの事前協議を実施する。

2 令和4年4月1日時点の既存病床数について

令和4年7月20日令和4年度第1回 保健医療計画推進会議資料

<療養病床及び一般病床>

一场伊姆萨该网	基準病床数	既存病床数	差 引
二次保健医療圏	А	В	B – A
横浜	23,993	23,620	△373
川崎北部	3,796	4,330	534
川崎南部	4,189	4,772	583
相模原	6,545	6,462	△83
横須賀・三浦	5,307	5,096	△211
湘南東部	4,064	4,413	349
湘南西部	4,635	4,628	△7
県 央	5,361	5,346	△15
県 西	2,809	3,092	283
合 計	60,699	61,759	1,060

[※] 既存病床数には、昨年度までの事前協議承認分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいます。 Kanagawa Prefectural Government

3 地域医療構想調整会議での意見聴取結果について

○ 基準病床数に比べて既存病床数が不足している5つの二次保健医療圏では、その状況が事前協議の対象とするに足るものであるか否か等について、地域医療構想調整会議(地区保健医療福祉推進会議)において意見聴取した結果、次のとおりであった。

Ξ	次保健医療圏	実施の要否	主な意見
1	横浜	実施する	大変厳しい労働力問題も厳然としてあることを踏まえると、今後進められる事前協議のプロセスにおいて、それぞれの段階での検討を十分慎重に行ってほしい。
2	相模原	実施する	○高度急性期から回復期、慢性期に至るまではグラデーションで、急性期と括られている中でも回復期の患者がいる。それぞれの機能の中のどのくらいの部分がその機能を果たしているのか、回復期機能の病棟として使われている部分もかなりあるので、そういった議論も必要ではないか。 ○回復期の病院を一つ作るよりは、高齢化を迎えて、また、感染症に強い病床に変えたいということで、いくつかの病院は時代に合った病棟運営に変えていきたいという思いがかなりあるように感じるので、そういった病院が充実するための病床として使えるといいのではないか。
3	横須賀・三浦	実施しない	○新型コロナウイルス感染症の影響により、病床の稼働率が大変不安定で状況判断が困難である。 ○医療従事者の人材不足による非稼働病床が176床(令和3年度病床機能報告結果(速報値))ある。 ○第8次医療計画の事業に新興感染症が位置づけられることによる病床整備の判断をしかねる。
4	湘南西部	実施しない	既存病床数が不足となった要因は、現に稼働している病床の減ではなく、医療提供体制に変動はない。
5	県央	実施しない	コロナもあり、状況が不透明な状態が続いている中では、見送りでよいのではないか。

4 事前協議の対象地域、申出受付期間及び公募条件(案)について

O 対象とする二次保健医療圏及び病床数

地域医療構想調整会議等の協議結果を踏まえ、令和4年度の事前協議の対象 地域は、次の二次保健医療圏及び病床数としたい。

事前協議対象 二次保健医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B	過不足数 C=B-A	事前協議 病床数
横浜	23,993	23,620	▲373	373
相模原	6,545	6,462	▲83	83
計	30,538	30,082	▲ 456	456

Kanagawa Prefectural Government

4 事前協議の対象地域、申出受付期間及び公募条件について

O 病院開設等の申出受付期間について

申出受付期間は、令和4年10月5日から同年11月30日としたい。 申出資格は、病院等の開設者又は開設予定者

〇 公募条件について

- 事前協議を実施する地域の公募条件は、別紙1-1、1-2のとおり。
- ・ また、今回の会議議題である「精神病床の取扱いに関する要綱整備について」で示した取扱い(療養病床及び一般病床の配分を希望する際、過剰な精神病床を削減することなど)についても、公募条件に追加する。

5 今後のスケジュール

- 令和4年10月5日~11月30日 申出受付期間(公募)
- 〇 公募終了後
 - ・ 令和5年1~2月 配分可否の審査 (地域医療構想調整会議、保健医療計画推進会議での意見聴取)
 - ・ 令和5年3月 第2回医療審議会への報告
 - ⇒ 知事が審査結果を決定

説明は以上です。

医 医 第 841 号 令和4年9月12日

神奈川県知事 殿

横浜市長



病院等の開設等に係る事前協議について(回答)

令和4年8月1日付医第2001号で照会のありました標記については、令和4年度第1回横 浜市保健医療協議会における協議結果を踏まえて、次のとおり回答します。

1 横浜二次保健医療圏の病床の状況は、病院等の開設等に係る事前協議の対象とするに足るものと考えます。

二次保健医療圈	事前協議対象病床数
横浜	373床

- 2 令和4年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方 別紙のとおり
- 3 会議(令和4年度第1回横浜市保健医療協議会)の開催状況
- (1) 開催日 令和4年8月29日(月)
- (2)場所 横浜市庁舎会議室

(参考) 第1回横浜地域地域医療構想調整会議

開催日 令和4年8月9日(火)

場所 会場(横浜市医師会会議室)とWEBの併用によるハイブリッド方式で開催

担 当:医療局医療政策部医療政策課

濱井・服部

電 話:045-671-2972

E-メール : ir-policy@city. yokohama. jp

令和4年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方(案)

1 配分方法

基準病床数の範囲内で、公募により配分します。

2 対象医療機関等

- (1) 回復期機能または慢性期機能を担うもの(表1)とします。
- (2) 新興感染症等の感染拡大時に陽性患者の受入医療機関となることを前提とし、 ゾーニング等の観点から活用しやすい病床を新たに整備する場合は、病床機能 に関わらず特例的に配分を検討します。
- (3) 横浜市内の既存の医療機関の増床を優先とします。

表1 回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料等

回復期 地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療	
機能	回復期リハビリテーション病棟入院料
	療養病棟入院基本料
慢性期 機能	有床診療所療養病床入院基本料
	障害者施設等入院基本料
	特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料
	緩和ケア病棟入院料

3 配分に当たっての考え方

- (1) 病床の配分は、以下の視点で総合的に評価を行います。
 - ア地域の医療需要との整合性
 - イ 地域医療連携に係る調整状況とこれまでの実績
 - ウ 運営計画 (人材確保計画、資金計画) の実現性
 - エ 整備計画(土地確保、建築計画)の確実性
- (2) 病床は、以下の点を要件として、配分します。
 - ア 病院等の開設等に関する指導要綱の事前協議の申出要件を満たしていること。
 - イ 原則として、開設等許可後 10 年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数 を維持すること。
 - ウ 10 年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療 構想調整会議に諮ること。

4 医政課第1898号 令和4年9月13日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

相模原市長 本村 賢太郎



病院等の開設等に係る事前協議について(回答) (対令和4年8月1日付け 医第2001号)

このことにつきましては、次のとおりです。

1 病院等の開設等に係る事前協議を実施する。

【理由】

相模原市地域保健医療審議会及び相模原地域地域医療構想調整会議の 意見を踏まえ、実施することとするもの

- 2 会議の開催状況
- (1) 第36回相模原市地域保健医療審議会 開催日 令和4年9月2日(金)
- (2) 令和4年度第1回相模原地域地域医療構想調整会議 開催日 令和4年8月2日(火)

以上

健康福祉局 保健衛生部 医療政策課 稲野、安田 電話 042·769·9230

令和4年度 病床整備事前協議の実施の考え方 (相模原市)

1 配分方法

基準病床数の範囲内で、公募により配分を行う。

事前協議対象病床数 83床

2 対象医療機関等

(1) 病床機能区分は、回復期を担うもの(表1)とする。

(表1)

病床機能	診療報酬上の入院料等
回復期	・回復期リハビリテーション病棟入院料
機能	・地域包括ケア病棟入院料 または 地域包括ケア入院医療管理料

(2) 相模原市内の既存の医療機関の増床を優先とする。

3 配分に当たっての考え方など

- (1) 病院等の開設等に関する指導要綱の事前協議の申出要件を満たしていること。
- (2) 原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けたときの機能と病床数を維持すること。
- (3) 10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。